

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	「地縁による団体」の認可要件の緩和	都道府県	三重県
		提案事項管理番号	1002010
提案主体名	名張市		

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
<p>市が、地方自治法に定める「地縁による団体」の認可を行う場合には、その目的が不動産保有等に限られることと、構成員は住所を有することなどが認可要件となっているが、市が条例(例:「名張市地域づくり組織条例」)で定めた場合には、認可要件にかかわらず「認可地縁団体」として認可が可能とする。</p> <p>また、付随して、条例で定めた組織については、「地縁による団体」の認可申請時の要件となっている構成員名簿の添付を免除する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>名張市では、地域組織や市民活動団体をはじめ多様な主体が対等な関係のもと、まちづくり活動への参画と連携により、みんなで支えあう社会「新しい公」の推進を図っている。</p> <p>このうち地域組織は、基礎的コミュニティ(自治会や区)を包括した概ね小学校区を単位とする市内15の地域組織を、「名張市地域づくり組織条例」に基づく「地域づくり組織」として位置付けている。</p> <p>この「地域づくり組織」は、行政との協働による地域主権・市民主権の社会を目指した地域づくり活動として、ライフサポート事業やコミュニティバスの運営など地域のコミュニティ事業などの取組みも行っている。</p> <p>しかし、組織の役員や代表者にとっては、銀行口座の開設や契約締結に際し個人名義でしかできないため、個人責任が大きくなっていることや、新たなコミュニティ事業の展開、地域づくり活動の活性化を図るためにも社会的信用を高める必要があるなどのことから、「地域づくり組織」の法人格取得が急務となっている。</p> <p>法人格取得の方法には、一般社団法人やNPO法人による取得方法があるが、「地域づくり組織」の性格から、地域の全住民を構成員にする必要があることや、不動産を保有しないまちづくり活動が主目的であることなどから、法人化の方法としては、地方自治法に定める「地縁による団体」の認可要件が緩和されれば、前述の課題が解決できるのではないかと考えている。</p> <p>なお、認可する対象団体の範囲を無制限に広めないために、市が地域の実情に沿った所要の要件等を条例(例:「名張市地域づくり組織条例」)により定めた場合にのみ「認可地縁団体」として認可が可能とする。</p>

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として指定し、国の出先機関の権限を移譲する制度の創設	都道府県	静岡県
		提案事項管理番号	1007010
提案主体名	静岡県		

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
<p>地方自治法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定都市制度と同様に、一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として指定し、国の出先機関の権限の移譲を受けることにより、県域を一体とした地域経済対策などを一元的に進め、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。 ・道州制導入に至るまでの過渡的な仕組みとして「政令県」制度を活用しながら、地域ブロック単位で国の出先機関権限の受け皿づくりを進める。
<p>具体的事業の実施内容・提案理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の出先機関の事務を従来の道府県の事務と一体的に執行することで、地域経済対策、人材育成、雇用対策の分野で効率的かつ県民ニーズに対応したサービスの提供を行う。 ・国の出先機関改革に当たり、広域連合など事務権限の受入体制のない地域については、「政令県」を中心に地域ブロックを形成し、事務権限をブロック内各県に財源とセットで移譲する。「政令県」は、移譲事務のうち県内完結事務を執行し、広域的対応が必要な事務権限は国出先機関に事務委託をする。「政令県」以外の県は、移譲された事務権限を国出先機関又は「政令県」に事務委託する。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内政全般にわたる国と地方の役割分担を適正化し、国は国家として果たすべき役割に専念し、地域に関する行政運営は、地方公共団体が、自己決定・自己責任の原則の下、広く担っていくことが求められる。 ・国の出先機関改革は、将来の道州制を視野に入れ、国の出先機関の人材・ノウハウを地域のために今以上に活かす視点が必要である。道州制に向けて地域の現状は様々であることから、それぞれの地域が政令県や広域連合など国の出先機関の受け皿を選択し、道州制移行のステップとすることが求められる。

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	公職選挙法における「地方公共団体の長の任期の起算の特例(法第259条の2)の不適用	都道府県	神奈川県
		提案事項管理番号	1013010
提案主体名	鎌倉市		

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
<p>平成21年10月25日に執行された鎌倉市長選挙において当選した市長が、平成25年度に施行される鎌倉市議会議員選挙の選挙期日に併せて退職し、市議会議員選挙と同日で市長選挙を執行した場合、公職選挙法第259条の2で規定されている「地方公共団体の長の任期の起算の特例」を適用せず、任期の起算日を選挙の日とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>現在、鎌倉市では市議会議員選挙の任期が5月14日、市長選挙の任期が10月31日となっており、両選挙が半年ほどずれて執行されている。</p> <p>次回選挙は平成25年度に執行される予定であるが、現職市長が市議会議員選挙の執行にあわせ退職し、市議会議員選挙と市長選挙を同日で行なうこととした場合において、退職を申し立てた者が、当該申立によって執行される市長選挙に当選したとき、その者の任期は、退職前の任期を引き継ぐこととされている(公職選挙法第259条の2)。</p> <p>平成25年度における現職市長の退職は、今後執行される市長選挙を市議会議員選挙と同日で行えるようにすることのみを目的としたものであり、退職の申立により執行される選挙に退職した市長が立候補し、当選した場合、法259条の2の規定により、それが妨げられることとなる。このことから、平成25年度執行の市長選に限り、法259条の2を適用しないこととしたい。</p> <p>提案理由</p> <p>鎌倉市では、市長選は市議選との比較において、5から10ポイントほど投票率が低い傾向にある。</p> <p>全国初の特例措置により、市長選と市議選を同日で執行することで、市民の選挙・市政への関心が高まる。さらに、投票に係る市民の利便性が向上することから、市長選及び市議選の投票率の向上が期待でき、市民の意向をより一層市政に反映できる。</p> <p>また、当該選挙及び以後の市長選・市議選に係る選挙管理費の節減にもつながるものとする。</p>

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	「商標権の登録出願手続」の知的財産管理技能士資格を有する行政書士への開放	都道府県	香川県	
提案主体名		提案事項管理番号	1015010	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	総務省 経済産業省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	知的財産管理技能士資格を有する行政書士が「商標権の登録出願手続」(意見書・補正書作成、不服審判請求を含む。)を行えるようにする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>行政書士は行政手続の専門家であり、建設業や風俗営業の許可申請など、日常的に難易度の高い行政手続を行っている。行政書士試験科目に建設業法や風俗営業法などの個別の行政法は出題されていないが、行政書士試験に合格すれば難易度の高い行政手続を行える素養・能力が担保されている。商標登録出願は難易度が低い行政手続である。一般人に対して、商標登録出願と建設業や風俗営業許可申請などの実証実験をすれば、多くの一般人は後者が難易度が高いとの評価をするであろう。行政書士試験に商標法が出題されていないが、行政書士には商標登録出願を行う素養・能力がある。</p> <p>知的財産管理技能検定の試験科目に商標権利化(意見書、補正書、不服審判等を含む。)があり、知的財産管理技能士資格を有する行政書士には「商標権の登録出願手続」(意見書・補正書作成、不服審判請求を含む。)を行う能力が担保されている。知的財産管理技能士資格を有する行政書士に対し、「商標権の登録出願手続」の実証実験をすれば能力担保が実証される。</p> <p>知的財産管理技能士資格を有する行政書士に対し、更なる能力担保措置が必要というのであれば、特許庁主催の研修を義務付ければよい。</p> <p>知的財産管理技能検定は職業能力開発促進法第44条の規定により実施されており、安定性が保証されている。</p> <p>登録出願手続の開放により、企業の利便性が向上し、弁理士過疎の弊害が緩和される。開放と弁理士過疎対策は密接な関係にある。</p>

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	行政書士の「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」の明確化	都道府県	香川県	
		提案事項管理番号	1015020	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	総務省 法務省
--------------------	------------

求める措置の具体的内容	行政書士が「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」を行えることを、有権解釈その他の方法で明確化する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>2001年成立の改正行政書士法第1条の3第2号「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」により、行政書士は代理人として内容証明郵便作成業務を行えるようになり、付随して送付業務も行えると解釈できる。2003年成立の改正弁護士法72条により、各士業法(行政書士法、司法書士法、弁理士法、税理士法)との調整が行われた。ところが、行政書士の「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」は弁護士法72条違反だという者がいる。行政書士の「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」を明確化することにより、国民が安心して行政書士を活用できるようになり国民の利便性が向上する。</p> <p>なお、行政書士には行政書士試験(民法等法令科目が出題)により能力担保がなされており、行政書士法や行政書士倫理等により倫理に関する担保もなされている。</p>

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」の明	都道府県	香川県	
	確化	提案事項管理番号	1015030	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	総務省 法務省
--------------------	------------

求める措置の具体的内容	<p>行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」を、行政書士法に「行政書士は契約の締結の代理若しくは媒介を行い、若しくはこれらに関する相談に応じることを業とすることができる。」と規定する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>2001年成立の改正行政書士法第1条の3第2号「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」について、行政書士法を所管する総務省の有権解釈として、「直接契約代理を行政書士の業務として位置づけるものではないが、行政書士が業務として契約代理を行い得るとの意味を含むものであると解される。」(総務省行政課二瓶博昭「行政書士法の一部改正について」地方自治 646号 92頁・2001年)とある。</p> <p>国民が安心して行政書士に「紛争性のない契約締結代理業務」を依頼できるよう、行政書士法に「紛争性のない契約締結代理業務」を規定すべきである。</p> <p>法務省が総務省の有権解釈を否定することは越権行為である。</p> <p>「紛争性のない契約締結代理業務」には交渉能力(交渉に関する知識・技術)が必要であるが、仮に「紛争性のない契約締結代理業務」が弁護士法第72条の規制対象で、弁護士独占業務とすると、司法試験科目に交渉学はなく、弁護士には交渉能力の担保措置がなされていないので、弁護士独占業務は極めて不合理である。</p>

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	地域における障害者雇用促進安定化のための自治体政策目的による随意契約要件の緩和	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1016010	
提案主体名	株式会社世田谷サービス公社			

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
<p>自治体政策目的による随意契約の要件に、法定雇用障害者数以上の障害者雇用を複数年次にわたり継続して達成している一般事業主が行う事業でその事業に使用される者が一定数以上の障害者であるものに業務を委託する契約を加えるよう緩和する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>障害者雇用に積極的に取り組む一般事業主への自治体発注を容易にすることにより、障害者の雇用安定を図り、地域における障害者の自立促進を目指します。</p> <p>具体的には、自治体が、前年度を含む当該自治体が定める期間において継続して障害者雇用調整金又は報奨金の支給を受ける一般事業主を契約の相手方にしようとする場合であって、その契約内容が、当該一般事業主が雇用する一定数(又は割合)以上の身体障害者又は知的障害者である労働者が業務に従事することにより履行される業務委託であるときは、当該契約を随意契約によることができることにする。</p> <p>提案理由:</p> <p>障害者福祉に関する自治体随意契約については、障害者支援施設から役務の提供を受ける契約などについては、すでに、政策目的随意契約として認められているところですが(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)、これ以外は、他の随意契約要件のいずれかに該当しない限り認められておりません。</p> <p>本提案を実現することで、障害者雇用に実績のある一般事業主に対する自治体の業務委託発注が容易になることが期待され、これにより一般事業主における障害者雇用の取り組みが促進されることが期待でき、もって、地域における障害者の雇用安定と自立促進に寄与できるものと考えます。</p> <p>代替措置:</p> <p>他の自治体政策目的随意契約と同様に、法令の定めるところにより、契約手続を普通地方公共団体の規則で定めることを条件とすることで、適正な随意契約制度の確保が図られると考える。</p> <p>なお、詳細は別紙「提案主体の補足資料」で申し述べます。</p>

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	データセンター集積プロジェクト	
要望事項 (事項名)	コンテナ型データセンターの消防法に関わる規制の緩和	都道府県	青森県	
		提案事項管理番号	1021030	
提案主体名	青森県			

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>特区地域内に立地するコンテナ型データセンターに限っては、消火設備は自主設置扱いとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>コンテナ型データセンターは、コスト抑えられることが大きな優位性となっており、海外企業を中心に採用されている。</p> <p>これを国内に設置する場合は、消防法上の「防火対象物」に該当し、消防設備等の設置が義務づけられ、これによりコストが増大してしまい、データセンター立地の大きな障害となる。</p> <p>よって、コンテナ型データセンターについては、手続きを簡素化して自主設置扱いとすれば、コンテナ型データセンターの立地促進・集積を実現できると考えられる。</p>

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地縁団体の要件緩和	都道府県	鳥取県
		提案事項管理番号	1027010
提案主体名	南部町		

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	地縁団体に係る地方自治法第260条の13、構成員の通常総会についての解釈の拡大
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、新たな公共の担い手として、NPO法人、地縁団体及びその他の団体の活動が注目されている。本町では、高齢化の進行に伴い、特に山間部では限界集落と言われる集落も出てきている。そのため、集落が新たな公共の担い手になりにくい状況である。そこで、平成19年度に町内を7地区に分け、住民自身が地域の自治を担う地域振興協議会を、議会の議決を経て条例を制定し設立した。同協議会では防災や福祉、産業、環境、コミュニティなど幅広い分野で、住民自らが地域課題の解決に取り組み成果を上げるとともに、住民の自治意識も高まってきているところである。</p> <p>設立から3年が経過した7つの地域振興協議会においては、近年、地縁団体として法人格を取得する機運が高まってきている。この背景には、法人格を取得することで、土地・建物などを協議会で保有し、更なる活動の充実を目指す目的がある。具体的には、所有権が放棄された空き家を取得しデイサービスや子育て広場、農村体験を通じた交流・宿泊施設等に活用する計画があるためである。</p> <p>そこで、本町においては地域振興協議会を町長の告示により地縁団体として認可し法人格を付与し、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っていきたい。その場合、2,000人規模の構成員で総会を開催することは困難であるため、地縁団体の最高決議機関である総会を、協議会を構成する集落の代表である評議員からなる評議会に替えることが出来るよう、地縁団体に係る地方自治法第260条の13、構成員の通常総会についての解釈の拡大を提案する。</p>

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	コンテナ型データセンターに係る建築基準法及び消防法の緩和	都道府県 提案事項管理番号	茨城県 1029010
提案主体名	茨城県		

制度の所管・関係府省庁	総務省 国土交通省
-------------	--------------

<p>求める措置の具体的内容</p> <p>コンテナ型データセンターの迅速かつ柔軟な事業展開を促すため、下記事項を要望する。</p> <p>①コンテナ型データセンターを建築物扱いしない</p> <p>②①が建築物扱いとなる場合、コンテナ型データセンター設置にあたっての建築確認申請を免除若しくは簡素化する</p> <p>③コンテナ型データセンターの火災警報や消火装置の設置を不要とする</p>
<p>具体的事業の実施内容・提案理由</p> <p>【実施内容】</p> <p>①コンテナ型データセンターを建築物扱いしない</p> <p>②①が建築物扱いとなる場合、コンテナ型データセンター設置にあたっての建築確認申請を免除若しくは簡素化する</p> <p>③コンテナ型データセンターの火災警報や消火装置の設置を不要とする</p> <p>【提案理由】</p> <p>我が国産業の国際的な競争力維持のためには、クラウドコンピューティングの進展等に対応できる、より大型でコストメリットがあるデータセンターの国内立地が必要である。</p> <p>しかし、移設・増設が容易なため近年注目されているコンテナ型データセンターを設置する場合、わが国の現行制度ではコンテナが建築物と見なされるため建築確認申請や消防用施設の設置義務が課され、迅速な設置を妨げている。</p> <p>茨城県は電力移出県であり、安価で安定した電力を供給できること、首都圏に近接し交通アクセスも優れていること、活断層がない安定した地盤の上に企業の多様なニーズに適合する安価な業務用地が数多く存在するなど、国内有数のデータセンター適地といえ、法の趣旨に添った安全確認ができる一定の要件を満たす用地への立地については、上述の規制等を見直すことにより、データセンターの効率的な集積が図られる。</p> <p>【代替措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ型データセンターは、常時遠隔監視されていること(メンテナンス時を除き人が近づかないこと) ・設置場所は強固な地盤の上に整然と整備され、周辺を緩衝帯で囲った用地であること

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	セルフ式スタンドにおいて給油可能となる条件の明確化	都道府県	埼玉県
		提案事項管理番号	1043010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

<p>求める措置の具体的内容</p> <p>現在セルフ式ガソリンスタンドでは、車両以外への給油は認められていないが、なぜ認められないのか判断基準が明確に示されていない。そこで、給油が可能となる判断基準を明確化する。</p>
<p>具体的事業の実施内容・提案理由</p> <p>これまで、セルフ式スタンドにおいて、車両以外、例えば水上バイクについても給油することが可能となるよう、給油が可能となる判断基準について明確化していただけるよう提案をさせていただいてきましたが、論点がかみ合わず、納得する回答を得られていないのが現状です。</p> <p>そこで今一度、誰もがわかるように、セルフ式スタンドにおいて、顧客自ら給油することが可能となる基準を明確化するよう提案いたします。</p> <p>また、次に掲げるものをトレーラーに搭載し、セルフ式スタンドで給油が可能か否かについてもご回答ください。なお、回答にあたっては、それぞれ回答いただき、なぜそのような判断となったのかについても併せてご回答ください。</p> <p>①農工作機械②発電機③芝刈り機④ナンバー無モトクロスバイク⑤ナンバー有モトクロスバイク⑥ポケットバイク⑦水上バイク</p>

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	見附市 SmartWellnessCity 構築プロジェクト	
要望事項 (事項名)	消防団消防車両(小型動力ポンプ積載車)の整備	都道府県	新潟県	
		提案事項管理番号	1047090	
提案主体名	見附市			

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>消防団による初期消火活動の機動性の向上を図るため、総務省消防庁防災基盤整備事業(初期消火資機材)において整備を図る消防団配備の小型動力ポンプ積載車の全国標準艤装仕様を標準化する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>総務省消防庁防災基盤整備事業(初期消火資機材)において整備を図る消防団配備の小型動力ポンプ積載車の全国標準艤装仕様を標準化する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>消防団による初期消火活動の機動性の向上を図るため、総務省消防庁の防災基盤整備事業により、その適合品と道路運送車両法等の安全基準適合品をもって小型動力ポンプ積載車の更新・増強配備をすすめているが、車両の艤装等にあっては地域の特性などに応じて、フルオーダー或いはイージーオーダーによる受注生産方式となっている。一般既成車両と比較すると作製に時間を要し配備までの期間が長くなっており、その価格も非常に高額なものとなり厳しい財政状況の中で更新・増強配備が遅延している。市町村の単独一般財源で整備を図るものを除き、総務省消防庁の防災基盤整備事業により整備を図る車両の艤装等にあっては、全国標準艤装仕様の標準化モデルを示すことにより、メーカー側においても低価格・短期間での供給が図られる。また、大規模災害時における応援出動においても全国的な艤装仕様であるならば、災害現場における使用取扱説明も簡易化できるとともに、相互に活用ができ、即応力が向上する。</p>

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	見附市 SmartWellnessCity 構築プロジェクト	
要望事項 (事項名)	固定資産税家屋調査における、㎡単価方式の早期導入	都道府県	新潟県	提案事項管理番号
提案主体名	見附市	提案事項管理番号	1047110	

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>地方税法に定める固定資産評価基準について、木造専用住宅の家屋調査においては、現行の再建築価格でなく㎡単価方式を導入する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>固定資産(木造専用住宅)の家屋評価において㎡単価方式を導入する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現在採用されている再建築費価格方式は、評価者に建築構法や建築資材に関する一定の知識が必要とされ、再建築費評点数の算出課程においては家屋の構成資材や施工量を個々に把握して積算する必要があり、その業務量に値する効果が問われているところである。</p> <p>これまで数次にわたり開催されている財団法人資産評価システム研究センターの「家屋に関する調査研究委員会」の報告では、簡素化、客観性、公平性等いくつかの条件を付した上で「㎡単価方式」が最も妥当な方式として選択されており、さらに具体化に向けて調査研究が進められているところである。</p> <p>当市の家屋調査の大半を占める木造専用住宅の多くは、評価基準上ほぼ同様の資材・構法により建築されていることから、従来の方式を簡素合理化した「㎡単価方式」の導入は適しているものと考えられ、導入により、家屋調査事務の合理化だけでなく、調査時に立ち会いを要求される家屋所有者の負担軽減(調査時間の短縮)も期待できることから早期導入を望むものである。</p>

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様な自治体版の制度創設	都道府県	佐賀県	
提案主体名		提案事項管理番号	1048080	

制度の所管・関係府省庁	総務省 厚生労働省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容
<p>次の事項について、透明性・公開性を確保した公正な手続きのもとで行うための制度を創設する。</p> <p>【交流派遣】</p> <p>民間企業等に派遣された地方公務員が、派遣期間中、地方公務員の身分を保有しながら、民間企業等から給与をもらうことができるようにする。</p> <p>【交流採用】</p> <p>地方公共団体に、期間を定めて採用される民間企業等の社員が、不利益を被ることなく、公務員の身分を持って公務に従事できるようにする。</p> <p>【人事委員会の関与】</p> <p>人事交流に関して人事委員会が関与する範囲は、各地方公共団体が、状況に応じて定めるものとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>社会情勢がめまぐるしく変化している現代において、民間企業が持つ市場ニーズの把握手法やブランド戦略、効率的な経営手法等を活かすとともに、民間企業から見た行政規制等の課題を把握すること等により、地域の実状に応じた行政経営を効果的かつ機動的に行っていくことが必要である。</p> <p>(提案実現の支障となっている制約)</p> <p>【交流派遣】</p> <p>民間企業等からの要請に基づき、地方公務員を派遣する場合、地方公務員法第35条(職務に専念する義務)及び第38条(営利企業等の従事制限)が適用されるため、派遣先の民間企業等で業務に従事する地方公務員は、民間企業等から給料を受け取ることができない。</p> <p>【交流採用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任期付職員として採用される者は、地方公務員法が適用されることから、企業を離職しなければならない。 ・ そのため、雇用保険が通算されないこととなり、任期満了後に元の企業に復職し、その後失業した場合はリスクが増大すること、また、派遣元の企業の退職金を通算するためには、派遣元企業の社内規則等を変更しなければならないことなど、採用される者に不利益が生じる。 ・ そのような不利益が生じる任期付職員制度での採用は、民間企業の協力が得られにくい。 <p>(具体的な実施内容)</p> <p>【人事委員会の関与】</p> <p>民間企業等との公募手続きや交流派遣される職員に関する派遣先企業との取決めの締結は、各任命権者で行うこととし、人事委員会には、交流基準の策定等、人事交流の適正な実施を確保するための最小限の事務を処理することとするなど、各地方公共団体の状況に応じて、人事委員会が関与する範囲は、条例等で定めることとする。</p>

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	豊田市次世代街づくりプロジェクト	
要望事項 (事項名)	特定の回路を用いた場合の無線デバイスの技術基準適合証明・認証の必要性の緩和	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1052090	
提案主体名	名古屋大学			

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	特定の回路やチップを用いた場合の実証実験の際には、認証不要で無線デバイスを利用可能とすることを求める。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>2.4GHz 等の ISM バンドを利用する小電力無線デバイスを構築する際には、現在は、技術基準適合証明・認証が必要となる。実証実験を繰り返す際にはセンサデバイスを再構築するたびに認証が必要となりコストが大きい。</p> <p>無線回路は通常標準的な構成で利用しているため、毎回の検査は不要である。</p>

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	エコポイント宝くじ	
要望事項 (事項名)	エコポイント宝くじに特化した特別立法の措置	都道府県	福井県	
		提案事項管理番号	1058010	
提案主体名	(株)市姫商事、福井県商工会議所			

制度の所管・関係府省庁	総務省 法務省 経済産業省 国土交通省 環境省
--------------------	-------------------------------------

求める措置の具体的内容	<p>第16次経済改革特区に(株)市姫商事が取得済みのビジネス特許のスキームによって立案提出したビジネスモデルプランに対して関係4省の回答はすべて立法化以外に道無しとの回答であった。ゆえに各省の意向に沿うためにも立法化を図り、政府が求める地球温暖化防止および経済活性化を推進されたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①エコポイント宝くじ特別立法設立で地球温暖化を止める CO2-25%削減は、日本が世界に対して約束したマニフェストである。よって世界共通の目的を達成するための大義名分のために立案、協議実行する基本となるものである。</p> <p>②エコポイントの集約化は経済活性化の活路となる 近代産業が急速に集約化する中において、ポイント&マイル部分については集約化が進んでいない。最大の原因は発注主体企業等がなるべく権利を行使しない期限付きで失権する事に外ならない。現況の経済界においては新しい形態のイノベーションの実施こそ事業発展のキーポイントとも言われている。財源なき政府経済施策においては、現在又は将来において1000ポイント単位のクーポン又はネット上における決済等を通じて経済流通上にポイントを企業通貨として利用すれば、昨年より発行のグリーン家電エコポイント・エコカー補助金・住宅関連エコポイント等の合計は約9000億、専門業者の説によれば約4倍の3兆6000億の経済波及効果ありと断じられている。</p> <p>③現在政府が求めているものは、内需拡大の施策である 現在実行中の予算の中のポイント部分統一化を計る事によって、全国民に対してシンプルで分かりやすく、新たな形態の経済方針が示された事となる。本事業の推進によって、企業各社もエコ協賛ポイントを発行する様になると考えられる。いずれにしても、国民に対して、夢と希望とロマンを与え、感動・感激・スリルが口コミで広がり、国民の中へファッション的な経済思想を植えつけることが最大のテーマであると思う。</p>

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	ドクターカー業務における消防無線基地局間通信	都道府県	岐阜県
		提案事項管理番号	1059010
提案主体名	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院		

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

<p>求める措置の具体的内容</p> <p>病院内の消防無線基地局と周辺消防本部の消防無線基地局との間で、ドクターカー出動の案件に関する通信ができるようにする。</p>
<p>具体的事業の実施内容・提案理由</p> <p>岐阜県立多治見病院救命救急センターでは、平成20年道路交通法施行令の改正に伴って可能となった新型ドクターカーを周辺消防本部との協働活動として運用している。当院が昨年度に行った特区提案をきっかけに、今春、多治見市が病院内に消防無線基地局が開局した。当院では同基地局を利用し、現場に出動したドクターカーや各消防の救急隊、救助隊、指揮隊などへ病院から医学的アドバイスを一斉送信して、有機的な医療活動を医療・消防が一体となって活動できるようになった。</p> <p>しかし、この通信体系の中で病院内基地局と各消防本部基地局との直接通信については、基地局間通信にあたり法律上禁止されている。このため、業務に関する医療資源及び消防資源の情報を現場と病院及び各消防本部との間で無線による意志交換を行うことができない。</p> <p>一部地域では、基地局と固定局の二重免許を得ることで消防本部基地局間の通信を解決しているようであるが、二重免許を取得することは関係する各消防本部すべてに新たな経済的負担(公費負担)を過重にかけることになる。</p> <p>本来、ドクターカー活動において消防無線のドクターカー移動局や病院基地局の使用が認められたことは、医療と消防が協働して救命活動を行うことを意図したものと解釈しており、この目的のために関係する基地局間の通信を認めていただきたい。</p>

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」プロジェクト	
要望事項 (事項名)	コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向けた評価指標の確立	都道府県	北海道	
		提案事項管理番号	1063020	
提案主体名	岩見沢市、(株)はまなすインフォメーション、(株)トリエス、(株)オラクル、ネットワンシステムズ(株)、新日鉄ソリューションズ(株)、日本電気(株)、(株)アクセントチュア、(株)創建社、(社)北海道地域総合研究所、NPO はまなす活性化推進機構			

制度の所管・関係府省庁	総務省 経済産業省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>情報通信産業をはじめとした国内産業の国際競争力強化と世界水準の環境性能の具現化を趣旨に、コンテナ利用による世界最高レベルの機能・利便性・エネルギー効率を備える「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向け、評価指標の確立を求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>当該プロジェクトでは、気候面でデータセンター設置に適し、道内外とのブロードバンド環境や一般型(ビル型)データセンターの運用実績を有するなど、プロジェクトに必要なノウハウや経験値を持ち、人材及びネットワーク基盤等の基礎環境を有する岩見沢市において、日本産業の国際競争力強化を主題にコンテナを利用した「環境配慮型クラウドデータセンター」を計画している。</p> <p>【プロジェクト内容】</p> <p>○データセンターに係る環境評価基準の明確化</p> <p>・環境配慮型データセンターとしての評価基準の明確化</p> <p>データセンターの環境評価は、対象範囲(建物、設備、構成機器等)や手法(機能、ライフサイクル等々)、タイミング(最大負荷値、通年平均)など評価条件が統一されず、環境優位性比較が困難であり、電力効率(DPPE)など共通評価指標策定に関する措置を願いたい。</p>

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」プロジェクト	
要望事項 (事項名)	コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向けた官民協働など利用促進措置	都道府県	北海道	
		提案事項管理番号	1063030	
提案主体名	岩見沢市、(株)はまなすインフォメーション、(株)トリエス、(株)オラクル、ネットワンシステムズ(株)、新日鉄ソリューションズ(株)、日本電気(株)、(株)アクセンチュア、(株)創建社、(社)北海道地域総合研究所、NPO はまなす活性化推進機構			

制度の所管・関係府省庁	総務省 経済産業省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>情報通信産業をはじめとした国内産業の国際競争力強化と世界水準の環境性能の具現化を趣旨に、コンテナ利用による世界最高レベルの機能・利便性・エネルギー効率を備える「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向け、官民協働など利用促進に向けた措置を求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>当該プロジェクトでは、気候面でデータセンター設置に適し、道内外とのブロードバンド環境や一般型(ビル型)データセンターの運用実績を有するなど、プロジェクトに必要なノウハウや経験値を持ち、人材及びネットワーク基盤等の基礎環境を有する岩見沢市において、日本産業の国際競争力強化を主題にコンテナを利用した「環境配慮型クラウドデータセンター」を計画している。</p> <p>【プロジェクト内容】</p> <p>○データセンターの利用促進に向けた取り組み ・官民協働利用など利用促進に向けた取り組み</p> <p>「情報システムに係る政府調達の基本方針(政府調達ガイドライン)」等において、データセンター(ハード)とシステム(ソフト)の分離分割調達に関しデータセンター利用等が不明確であり、また、一括調達が多いことからデータセンターに関する環境配慮が困難な状況にある。このため、データセンター利用に配慮した分割調達の推進や環境評価基準に基づくデータセンター利用等を促進するため、統一的なガイドラインの策定を求める。</p> <p>また、官民協働利用促進のため、行政(土木・建築等)、医療、教育等公益性の高いサービスに関するシステムの標準化を求める。</p>

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	救急救命士の間接声門視認型硬性喉頭鏡使用の許可	都道府県	北海道、東京都、長野県、岐阜県、兵庫県、岡山県、香川県、大分県
		提案事項管理番号	1065010
提案主体名	日本遠隔医療学会救急医療分科会、個人		

制度の所管・関係府省庁	総務省 厚生労働省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>21 世紀、間接声門視認型硬性喉頭鏡(AWS)が日本でも開発され、研修医や救急救命士など短期間に習熟でき成功率も高い。しかし、救急救命士法では、間接視野で使用する AWS は許可されない。複数の地域で、大学病院・救命救急センターとの連携を図り、十分な病院実習を救急救命士に行い、画像伝送装置を救急車に導入し気管挿管を医師が後方支援する体制を整え処置の安全性を担保した上で、特区対応で許可をいただき、救急現場で救急救命士が間接声門視認型硬性喉頭鏡を使用することの是非を検討するためのエビデンス集積をする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>21 世紀に入り、エアウェイスコープ?(以下 AWS と略す:HOYA:旧 PENTAX 社製)や、エアトラック?(プリズム式:スペイン製)等の新しい気管挿管用具(間接声門視認型硬性喉頭鏡)が開発され臨床使用されている。日本麻酔科学会・臨床麻酔学会・日本救急医学会・蘇生学会などの関係学会ではここ数年、これらが、研修医や救急救命士などの実習結果にて、従来型の直視するマッキントッシュ型喉頭鏡と比べ短期間で習熟でき成功率が高い(失敗例が少ない)という報告が多数なされてきている。しかし、現在の救急救命士法の「マッキントッシュ型喉頭鏡を使用した、直視下で容易に声門が確認できる症例に限る」という文脈を素直に解釈すると、間接視野で使用する AWS は救急救命士には許可されない事となる。複数の地域で、大学病院・救命救急センターなどとの連携を図り、十分な病院実習を救急救命士に行うと共に、画像伝送装置を救急車などに導入し、気管挿管の動画像を見た医師が後方支援する体制を整え、処置の安全性を担保した上で特区対応で許可をいただき、実際の救急現場で救急救命士が間接声門視認型硬性喉頭鏡を使用することの是非を検討するための症例・データ集積をする。望むべくは、救命処置でありながら現状では心肺停止状態になるまで許可されないというおかしな、残念ながら諸外国と比べても後発と言わざるを得ない日本国内での「救急救命士の気管挿管」が、より安全に実施できる体制を確保することにより、近い将来に十分な国民の理解を得て拡充され、気管支喘息重責発作など心停止になる前に助けるべき患者において、命の連鎖が繋がる事を期待している。</p>